

建設工事（委託業務等）見積心得

R3. 4. 1以降

（総則）

第1条 余市町（以下「町」という。）が発注する工事請負（委託業務等）に係る見積書の提出に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

（見積合せ）

第2条 見積合せの参加者は、見積書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出してください。

2 見積合せ参加者（見積合せ保証金の納付を免除されている者を除く。）は、見積合せ執行前に、見積もった金額（消費税等相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額以上の見積合せ保証金を納付しなければなりません。ただし、町を被保険者とする保証保険証券を提出したときは、見積合せ保証金の納付を免除します。

3 前項の保証保険は定額てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が工事（業務）の契約締結の予定日以上のものでなければなりません。

4 見積合せの参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

（代理）

第3条 見積書を提出する者は、代理人をして見積書を提出させようとするときは、当該見積書の提出までに、その旨を証する書面（委任状）を契約担当者に提出しなければなりません。この場合において、見積書には、見積書提出者（委任状）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して見積書を提出するものとします。

2 見積書提出者又はその代理人は、当該見積書の提出に対する他の見積書提出者の代理をすることはできません。

3 見積書提出者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を見積提出者の代理人とすることはできません。

（見積書の書換え等の禁止）

第4条 見積書提出者又はその代理人は、その提出した見積書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

（無効とする見積書）

第5条 次の各号のいずれかに該当する見積書の提出は、無効とします。

- (1) 記載金額その他見積要件が確認できない見積書の提出
- (2) 記載金額を加除訂正した見積書の提出
- (3) 記名押印がない見積書の提出
- (4) 見積書提出者又はその代理人が同一事項について2以上の見積書の提出をしたときの見積書の提出
- (5) 代理人が2人以上の者の代理をしてした見積書の提出
- (6) 見積書提出者が同一事項について他の見積書提出者の代理をしたときの双方の見積書の提出
- (7) 無権代理人の見積書の提出
- (8) 見積書提出に関し不正の行為があった者を見積書の提出
- (9) 再度の見積合せにおいて、前回の最低見積金額と同額又は、それ以上の金額をもってした見積書の提出
- (10) その他見積書の提出に関する条件に違反した見積書の提出

（契約の相手方の決定）

第6条 有効な見積書の提出を行った者で、かつ、予定価格の範囲内で最低の価格で見積した者を、原則として、契約の相手方とします。

2 契約の相手方の決定は、見積書の提出後に見積書提出者に、文書等により行います。

3 契約の相手方となるべき価格で見積書を提出した者が2名以上いる場合は、くじ引きにより契約の相手方を決定することがあります。なお、くじ引きを行う場合において、くじを引かない者があるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせます。

4 見積合せの結果、相手方を決定するに至らない場合は、見積合せ参加者で再度の見積合せは行わず、最低の価格で見積もった者から再度見積書を徴収します。

（契約の締結）

第7条 契約の相手方として決定された者が当該契約を締結しようとするときは、契約担当者の作成した契約書案に記名押印の上、契約の相手方として決定された日から7日以内に契約担当者に提出しなければなりません。

（契約保証金等）

第8条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、町を被保険者とする履行保証保険証券を提出したとき又は保険会社に町を債権者とする公共工事履行保証証券を提出させたときは、契約保証金の納付を免除します。

2 前項の履行保証保険は、定額てん補の特約のある者とし、かつ、保険期間が工事の始期から完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。

3 第1項の公共工事履行保証証券は、保証期間が工事の始期から完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。

4 契約保証金に代える担保として、銀行、町長の指定する金融機関又は他の金融機関及び保証事業会社の保証を提供するときは、保証期間を工期の始期から完了予定日までの期間以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

第9条 落札者は、当該見積合せに係る見積合せ保証金、又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

（見積合せの取りやめ等）

第10条 見積合せ執行者が見積合せを公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、見積合せを延期し、又は取りやめることがあります。

（見積書提出の辞退）

第11条 見積書提出について通知を受けた者が見積書を提出できない場合は、その旨あらかじめ文書等により、契約担当者に連絡してください。

2 前項により見積書提出を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な扱いを行うことはありません。